

# フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)が 平成27年4月から施行されます

地球温暖化とオゾン層破壊の原因となる  
フロン類(CFC、HCFC、HFC)の排出抑制のため、  
業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器の管理者(所有者など)には  
機器及びフロン類の適切な管理が義務づけられます

## 機器の設置に関する義務

確認!

### ■機器の適切な場所への設置

機器の損傷等を防止するため、適切な場所への設置、設置する環境の維持・保全  
※振動源を周囲に設置しない、  
点検・修理のために必要な作業空間を確保する、機器周辺の清掃を行う

## 機器の使用に関する義務

点検!

### ■機器の点検の実施

全ての機器について簡易点検を実施。さらに一定規模以上の機器については、  
専門的な定期点検を実施

※義務の履行のため、所有・管理する機器のリスト化と点検体制・スケジュール等を  
検討ください。

修理!

### ■漏えい防止措置／未修理の機器への冷媒充填\*の禁止

フロン類の漏えいが見つかった際、修理を実施  
修理しないでフロン類を充填することは原則禁止

\*フロン類を充填する場合、都道府県に登録された第一種フロン類充填回収業者へ  
委託する義務があります。

記録!

### ■点検等の履歴の保存

機器の点検・整備の履歴について機器毎に記録簿に記録、廃棄までの記録簿の保存

算定!  
報告!

### ■フロン類算定漏えい量の算定・報告

第一種フロン類充填回収業者から充填・回収証明書の交付を受け漏えい量を算定  
一定量以上漏えいした場合の毎年度の国への報告

※報告された漏えい量は会社名とともに公表されます。

※義務の履行のため、充填量・回収量の集計体制・スケジュール等を検討ください。

## 機器の廃棄等に関する義務

回収!

### ■機器廃棄時などのフロン類回収\*の徹底

不要となったフロン類の回収依頼、「回収依頼書」又は「委託確認書」の交付、  
フロン類の回収・再生・破壊に必要な費用の負担

\*フロン類の回収は、都道府県に登録された第一種フロン類充填回収業者へ  
委託する義務があります。

# ※1

## 機器の点検の実施について

フロン排出抑制法に基づく機器の点検は、以下の2つの方法があります。

- 全ての業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器を対象とした簡易点検  
(製品外観の目視確認など)
- 一定規模以上の業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器を対象とした定期点検  
(専門家による点検)

なお、法に基づく定期点検の対象及び点検頻度は下記の通りです。

機器の圧縮機に用いられる電動機の定格出力	定期点検の頻度
7.5kW以上の冷凍冷蔵機器	1年に1回以上
50kW以上のエアコン	1年に1回以上
7.5kW以上50kW未満のエアコン	3年に1回以上

定期点検対象機器の確認は、冷凍空調機器の室外機などの銘板に記載された、「圧縮機の定格出力」や「電動機出力・圧縮機」、「呼称出力」などで確認できます。不明な場合は、カタログを確認するかメーカーに問い合わせして下さい。

# ※2

## フロン類の漏えい量の算定・報告について

第一種フロン類充填回収業者から発行される充填証明書・回収証明書に基づき、下記算式で算定漏えい量を算定すること(事業者単位、事業所単位)が必要です。

$$\text{フロン類算定漏えい量 (CO}_2\text{-t)} \\ = (\text{充填量 (kg)} - \text{機器整備時の回収量 (kg)}) \times \text{地球温暖化係数} \div 1,000$$

毎年度における算定漏えい量が1,000CO<sub>2</sub>-t以上となった場合、翌年度の7月末日までに国(事業所管省庁)に報告することが必要です。

### フロン排出抑制法の義務に違反した者に対しては、 以下のような罰則があります。

- フロン類をみだりに放出した場合…………… 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- 機器の使用・廃棄等に関する義務について、… 50万円以下の罰金  
都道府県知事の命令に違反した場合
- 算定漏えい量の未報告・虚偽報告の場合… 10万円以下の過料

機器の管理方法やフロン類の回収等について詳しく知りたい方は、  
エアコンや冷凍冷蔵機器のメーカーやメンテナンス業者、都道府県、環境省、経済産業省にお問い合わせいただくか、  
下記ホームページを御覧ください。

環境省	地球環境局 〒100-0013	地球温暖化対策課フロン対策室 東京都千代田区霞が関1丁目4番2号	【電話】03-3581-3351(代表) 【URL】 <a href="http://www.env.go.jp/seisaku/list/ozone.html">http://www.env.go.jp/seisaku/list/ozone.html</a>
経済産業省	製造産業局 〒100-8901	化学物質管理課オゾン層保護等推進室 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号	【電話】03-3501-1511(代表) 【URL】 <a href="http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/ozone/index.html">http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/ozone/index.html</a>

※都道府県のフロン排出抑制法担当部局の連絡先は、環境省ホームページに一覧が掲載されています。